

建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の適用について(お知らせ)

令和4年8月1日
建設部下水道建設課

最近の建設資材価格の急激な高騰等に伴い、国土交通省が単品スライド条項の運用を一部改定したことから、本市下水道工事においても、次のとおり単品スライド条項の運用基準を定め、適用を開始します。

1 単品スライド条項運用基準の概要

(1) 対象となる工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該下水道工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいう。

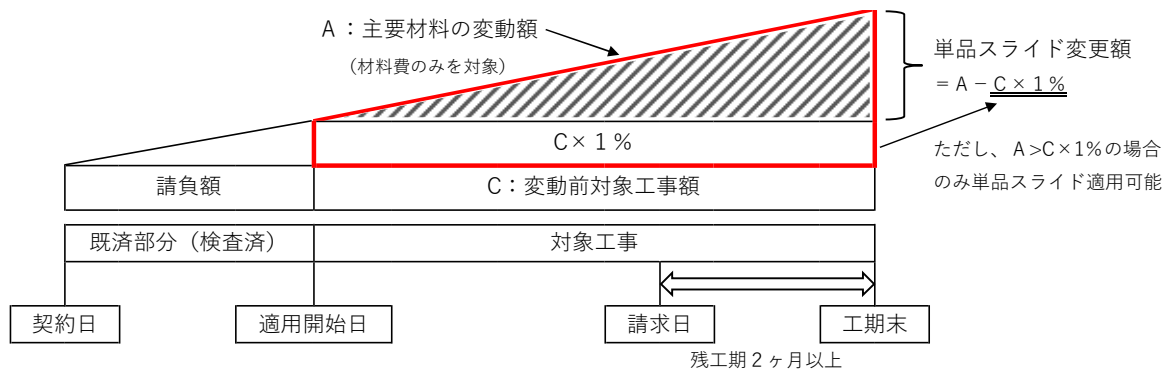
その他工事材料とは、「塩化ビニル管等の管材、マンホール及び鉄蓋等の人孔・ます材、及び設置に必要な関連材料」をいう。

(2) 対象となる工事

実際の材料購入時における対象材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初請負金額より1%以上変動する工事とする。

(3) 算出方法

単品スライド変更額 = $A - C \times 1\%$



2 適用

本運用基準については、2022年(令和4年)8月1日以降に建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)に係る請求が行われたものから適用する。

【問合せ先】

建設部下水道建設課
工務第1係(0829)32-5486
工務第2係(0829)20-5376